

議案第4号 交野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

1. 条例改正の目的

令和7年12月24日に、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、国に準じて、通勤手当の改正を行うとともに所要の文言修正を行う。

2. 条例改正の主な内容

- (1) 自動車等の交通用具使用者に対する通勤手当の額の上限等
支給単位期間（1か月）において、66,400円を超えない範囲内と定めるとともに、現行、条例で定めている使用距離の区分ごとの通勤手当の額を規則で定める（別紙参照）。
- (2) 駐車場等料金に係る通勤手当の新設
自動車等の交通用具使用者又は交通機関と交通用具の併用者のうち、駐車場等を利用する職員へ、支給単位期間当たり5,000円を超えない範囲内で駐車場等の料金に相当する額を支給する通勤手当を新たに設ける。
※支給単位期間における通勤手当の限度額の範囲内において、この通勤手当の額も合算の対象とする。
限度額（150,000円/月）＝運賃相当額＋上記2(1)の額＋特別料金相当額＋駐車場等料金相当額

3. 影響額

7,458千円

4. 施行期日

令和8年4月1日

議案第4号 交野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

(別紙) 規則で定める自動車等の交通用具使用者に対する通勤手当の額の上限等について

2 (1)にある、規則で定める使用距離の区分ごとの通勤手当の額は下記のとおり。

※国に準じて、令和8年4月1日より、現行の使用距離上限を「60Km」から「100Km」に引き上げるとともに、新たな距離区分を設ける予定である。

距離(片道)	2km以上 5km未満	5km以上 10km未満	10km以上 15km未満	15km以上 20km未満	20km以上 25km未満	25km以上 30km未満
支給月額	2,000円	4,200円	7,300円	10,400円	13,500円	16,600円

距離(片道)	30km以上 35km未満	35km以上 40km未満	40km以上 45km未満	45km以上 50km未満	50km以上 55km未満	55km以上 60km未満
支給月額	19,700円	22,800円	25,900円	29,100円	32,300円	35,500円

距離(片道)	60km以上 65km未満	65km以上 70km未満	70km以上 75km未満	75km以上 80km未満	80km以上 85km未満	85km以上 90km未満
支給月額	38,700円	42,200円	45,700円	49,200円	52,700円	56,200円

距離(片道)	90km以上 95km未満	95km以上 100km未満	100km以上
支給月額	59,600円	63,000円	66,400円

別記様式第3号（第8条関係）

【議会基本条例第10条第1項関係】

政策等情報の説明資料

令和8年3月定例会

	議案の 件名	議案第4号 交野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	政策等 の区分	計画・事業・ <input checked="" type="checkbox"/> 条例 その他 ()	
〈政策等の概要〉		〈他の自治体の類似する政策等との比較〉			
本件条例は、職員の給与に関する事項について定めることを目的とする。		人事院勧告を踏まえた改正については、府下他市町村についても概ね実施予定である。			
		〈財源措置の状況〉（単年度事業でない場合は、全体事業の見込状況を記入）（単位：千円）			
		総事業費	国庫支出金	府支出金	市債
〈政策等を必要とする背景〉		〈将来にわたる効果及びコストの状況〉			
一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が公布され、自動車等の交通用具使用者に対する通勤手当額の改定及び駐車場等料金に係る通勤手当が新設されたことを踏まえ、国に準じて改正を行うため。		年間影響額（概算） 7, 458 千円			
〈提案に至るまでの経緯〉		〈総合計画等の整合〉			
令和7年8月に、人事院から国家公務員の給与に関する勧告等が行われ、令和7年12月24日に一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が公布された。その改正において、自動車等の交通用具使用者に対する通勤手当額の改定及び駐車場等料金に係る通勤手当の新設が行われた。		まちづくりの目標	目 標	—	
		政策分野または経営方針	分野・方針	効率的・効果的な行政運営	
		施策	施 策	その他	
		○その他の計画（該当する場合のみ）			
〈市民参加の状況〉		計画名称			
		策定年度			
		計画期間			
有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無（パブリックコメントを実施した場合は、その結果等を含む。）					
		〈政策等の実施時期〉		令和8年4月1日	
		担当部局	担当課	添付資料（有の場合は、その名称）	
		総務部	人事課	<input checked="" type="checkbox"/> ・ 無（新旧対照表等）	

交野市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年条例第8号）新旧対照表

新	旧
<p>(通勤手当)</p> <p>第14条の4 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>通勤のため自動車</u>その他の交通の用具で規則で定めるもの（以下この条において「<u>自動車等</u>」という。）を使用することを常例とする職員（<u>自動車等</u>を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて<u>自動車等</u>を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）</p> <p>(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、<u>自動車等</u>を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は<u>自動車等</u>を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、交通機関等を利用せず、かつ、<u>自動車等</u>を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（次項及び第6項において「運賃等相当額」という。）</p>	<p>(通勤手当)</p> <p>第14条の4 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>通勤のため自転車</u>その他の交通の用具で規則で定めるもの（以下この条において「<u>自転車等</u>」という。）を使用することを常例とする職員（<u>自転車等</u>を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて<u>自転車等</u>を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）</p> <p>(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、<u>自転車等</u>を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は<u>自転車等</u>を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、交通機関等を利用せず、かつ、<u>自転車等</u>を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（次項及び第5項において「運賃等相当額」という。）</p>

新	旧
<p>(2) 前項第2号に掲げる職員 支給単位期間につき、66,400円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じた規則で定める額（定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員（支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員に限る。）にあつては、その額から、その額規則で定める割合を乗じて得た額を減じて得た額） _____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、<u>自動車等</u>を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、<u>自動車等</u>の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前2号に定める額、第1号に定める額又は前号に定める額</p>	<p>(2) 前項第2号に掲げる職員 支給単位期間につき、<u>自転車等の片道の使用距離が5キロメートル未満である職員にあつては2,000円、5キロメートル以上10キロメートル未満である職員にあつては4,200円、10キロメートル以上15キロメートル未満である職員にあつては7,300円、15キロメートル以上20キロメートル未満である職員にあつては10,400円、20キロメートル以上25キロメートル未満である職員にあつては13,500円、25キロメートル以上30キロメートル未満である職員にあつては16,600円、30キロメートル以上35キロメートル未満である職員にあつては19,700円、35キロメートル以上40キロメートル未満である職員にあつては22,800円、40キロメートル以上45キロメートル未満である職員にあつては25,900円、45キロメートル以上50キロメートル未満である職員にあつては29,100円、50キロメートル以上55キロメートル未満である職員にあつては32,300円、55キロメートル以上60キロメートル未満である職員にあつては35,500円、60キロメートル以上である職員にあつては38,700円</u></p> <p>(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、<u>自転車等</u>を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、<u>自転車等</u>の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前2号に定める額、第1号に定める額又は前号に定める額</p>

新	旧
<p>3 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなつたことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなつた職員で規則で定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（第1号、次項及び第6項において「新幹線鉄道等」という。）を利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。第1号及び次項において同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>（1） 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（<u>第6項</u>において「特別料金等相当額」という。）</p> <p>（2） （略）</p> <p>4 （略）</p> <p>5 <u>第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が規則で定める要件を満たすものに限る。第1号及び第9項において「駐車場等」という。）</u>を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（規則で定める職員</p>	<p>3 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなつたことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなつた職員で規則で定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（第1号、次項及び第5項において「新幹線鉄道等」という。）を利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。第1号及び次項において同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>（1） 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（<u>第5項</u>において「特別料金等相当額」という。）</p> <p>（2） （略）</p> <p>4 （略）</p>

新	旧
<p>を除く。)の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p><u>(1) 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1か月当たりの駐車場等の料金に相当する額として規則で定める額</u></p> <p><u>(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前3項の規定による額</u></p> <p><u>6 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号に定める額、<u>特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）及び前項第1号に定める額の合計額が150,000円を超える職員の通勤手当の額は、第2項から前項までの規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。</u></u></p> <p>7・8 (略)</p> <p>9 この条において、「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6か月を超えない範囲内で1か月を単位として</p>	<p>5 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号に定める額<u>及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）の</u>合計額が150,000円を超える職員の通勤手当の額は、<u>前3項</u>の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。</p> <p><u>6 第2項第2号の規定にかかわらず、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員のうち、1月当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあつては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額とする。</u></p> <p>7・8 (略)</p> <p>9 この条において、「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6か月を超えない範囲内で1か月を単位として</p>

新	旧
規則で定める期間（自動車等及び駐車場等に係る通勤手当にあつては、1か月）をいう。 10（略）	規則で定める期間（自転車等_____に係る通勤手当にあつては、1か月）をいう。 10（略）